

事務所だより

第160号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

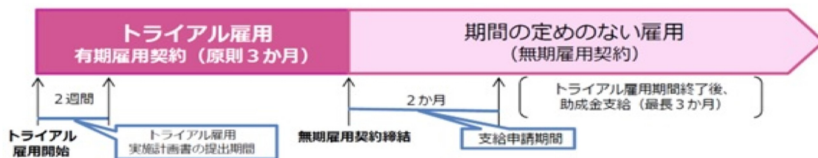
トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

トライアル雇用助成金は対象労働者や労働時間等により6つのコースに分かれますが、今回は一般トライアルコースをご紹介します。

「トライアル雇用」は、職業経験、技能、知識の不足などから安定的な就職が困難な求職者等を原則3カ月間試用雇用することにより、その適正な能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度です。労働者の適正を確認した上で無期雇用へ移行することができることが防ぐことが、ミスマッチを防ぐことができます。

【対象となる労働者】
別表1のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望していなければなりません。

【トライアル雇用のイメージ】※ハローワークから紹介を受けた場合



【トライアル雇用の流れ】

1. 求職者による安定所・紹介事業者等への求職登録・職業相談
2. 安定所・紹介事業者等から求人者への職業紹介
3. 求人者と求職者による選考面接
4. トライアル雇用の開始
5. トライアル雇用実施計画書の作成
6. トライアル雇用実施計画書のハローワークへの提出
7. トライアル雇用終了（無期雇用移行または雇用期間満了の判断）

（別表1）

1. 常用雇用を希望している者
2. 次の①から⑤のいずれかに該当する者
 - ①紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者
 - ②紹介日前において離職している期間が1年を超えている者
 - ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、紹介日前において安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
 - ④紹介日において、満55歳未満かつ安定した職業に就いていない者であって、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等において一定の支援を受けている者
 - ⑤紹介日において就職援助に当たって特別の配慮を有する次のいずれかに該当する者
生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民

（別表2）

1. 安定所・紹介事業者等からトライアル雇用に係る職業紹介を受けるより前に当該安定所・紹介事業者等にトライアル雇用求人を提出している者であること。
2. 助成金の支給を受けるためには、要件があることについて了承している者であること。
3. 当該トライアル雇用期間に係る労働契約を締結する者であること。

【対象となる事業主】

別表2のいずれにも該当している事業主です。

また、トライアル雇用の実施に当たっての主な留意点は、次のとおりです。

1. トライアル雇用期間は、原則3カ月間とすること。
2. トライアル雇用労働者のトライアル雇用期間中の1週間の所定労働時間は、原則通常の労働者の1週間の所定労働時間と同じ（30時間以上）であること。

3. トライアル雇用期間中の労働条件は、原則常用雇用へ移行した後の条件と同じであること。

【助成金の支給額】
トライアル雇用に係る雇入れの日から1カ月単位で最長3月間を対象として、月額最大4万円です。

障害年金の制度をご存知ですか？

《障害年金受給に関する3つの要件》

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

同月得喪の場合の社会保険料

同月得喪の場合の社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）について説明します。

同月得喪とは

入社と退職（末日退職を除く）が同月内に行われた場合、すなわち、社会保険の資格を取得した月にその資格を喪失することを同月得喪といいます。ただし、月末日退職の場合は同月得喪には該当しません。

厚生年金保険料の場合

原則として、同月得喪の場合もその月分の厚生年金保険料の納付が必要となります。

ただし、厚生年金保険の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に再度厚生年金保険の資格を取得したり、国民年金第1号被保険者または第3号被保険者の資格を取得した場合は、先に喪失した厚生年金保険料の納付は不要となります。

同月得喪に該当する場合、先に喪失した厚生年金保険料

の納付が不要か否かの判断は日本年金機構が行うため、実務上は、たとえ還付されることとが分かっていたとしても厚生年金保険料を給与計算の際に控除して一度納付することとなります。その後、管轄の年金事務所から対象の会社に対して厚生年金保険料の還付についてのお知らせが送付され、厚生年金保険料が還付されます。

還付後、被保険者負担分は会社から被保険者であった方へ返還することになりますので、実務上はかなり手間や労力がかかることとなります。

健康保険料の場合

健康保険料については、同月得喪の場合もその月分の保険料の納付が必要となります。厚生年金保険料と違い例外はありません。同月得喪の場合でも必ず保険料の支払いが必要となりますのでご注意ください。



1月の労務手続
「提出先・納付先」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
「郵便局または銀行」

20日

○特例による源泉徴収税額の納付（前年7月～12月分）
「郵便局または銀行」

31日

○労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、10月～12月分）
「労働基準監督署」

○労働保険料の納付（延納第3期分）
「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

○法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計票）の提出
「税務署」

○給与支払報告書の提出（1月1日現在のもの）
「市区町村」

○個人の道府県民税・市町村民税の納付（第4期分）
「郵便局または銀行」

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出
「給与の支払者」

○本年分所得税源泉徴収簿の書換え
「給与の支払者」

Q 大晦日から元旦にかけて働いてもらうアルバイトの割増賃金ですが、元旦は3割5分増が必要になるのでしょうか。

年末年始の割増賃金

A 労基法で3割5分増しの支払いが必要となるのは、週1の休日に労働させた場合です（労基法37条、休日の定義は法35条）。いわゆる法定休日を指します。大晦日や元旦、正月の三賀日だからといって、自動的に法定休日になるわけではありません。

ただし、大晦日から元旦にかけて8時間を超えて働いた場合は2割5分 以上の時間外割増、大晦日の午後10時以降はさらに2割5分以上の深夜割増が必要になります。

労基法の規定とは別に、「特別手当」を設けて支払うことはあります。

編集後記

3年ぶりにインフルエンザが流行するとのことで、新型コロナウイルスとの同時流行に戦々恐々としています。どうぞ体調を崩されませんよう、お過ごしください。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com